

## 規約

### 第1条 名称

本会は、「あやめちゃんを救う会」と称する。

### 第2条 所在地

所在地：神奈川県川崎市川崎区藤崎4-32-3 103号

本会の従たる事務所（以下、支部）を必要に応じ設置することができる。

また、本事務局は、募金活動終了後廃止することとするが、本事務局を存続せざるを得ない理由が生じた場合はその限りではない。

### 第3条 目的

本会は、佐々木 あやめ（ささき あやめ：以下、あやめちゃん）の米国での心臓移植の実現と、渡航から帰国までの本人と家族の生活を支援することを目的とし、そのために必要な費用の募金活動を行う。

### 第4条 活動

本会は、以下の活動を行うこととする。

- (1) 広く協力者および団体からの有志を募り、募金活動を推進する。
- (2) 金融機関に口座を開設し、募金を管理する。
- (3) 本会目的達成のために必要な資金の送金と諸手続きを行う。
- (4) あやめちゃんの状況および会の活動状況を記録し、主にウェブ上にて報告する。
- (5) 臓器移植支援団体と連携・協力し活動を推進する。
- (6) そのほか、目的達成のために必要な活動を行う。

### 第5条 会員

会員は、あやめちゃんを救おうという強い意志をもって活動を行う個人、法人ならびに団体とし、ボランティアでの活動とする。あやめちゃんの家族、親族の参加も認める。

### 第6条 役員

- |        |            |          |                |
|--------|------------|----------|----------------|
| (1) 代表 | 本会総括       | メディア取材対応 | 個人・法人および団体との調整 |
| (2) 会計 | 募金集計       | 出納事務     |                |
| (3) 広報 | ウェブ管理      |          |                |
| (4) 監査 | 会計および活動の監査 |          |                |

代表、会計、広報については、互いに兼務することがある。監査は、代表、会計、広報とは兼務しない1名を選任する。

また、役員とは別に本会に参加する経緯、地縁などに基づく各々の活動単位ごとに運営委員をおく。運営委員は監査役以外の役員がこれを兼務することがある。運営委員は本会の諸活動において活動単位を統率する。

### 第7条 役員会

役員会は、役員にて構成する。

- (1) 代表の招集により開催する。役員会の役員の総数の1/2以上の出席をもって成立とする。
- (2) 役員会は、本規約の改廃、本会の解散を含む目的達成に重要な事項の審議議決を行う。なお、文書（電磁的手段を含む）による出席役員に対する委任、あるいは議案への賛否表意がある場合には出席として取り扱う。
- (3) 議決は、出席役員の過半数の賛成で可決されるものとする。

### 第8条 情報管理

役員および会員は、本会の活動と通じて知り得た情報のうち公表されていない事項、およびプライバシーに関する事項を、他に漏らしてはならない。

## 第9条 街頭募金

街頭募金活動を行う場合は、関係各所の許可を受けたうえで活動する。募金は、役員または役員より指名された会員1名以上で管理する。

## 第10条 入会

入会者は、入会をもって、本会の規約、活動内容を理解し、同意したものとする。また、連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど）を役員に提出するものとする。提出された情報は、本活動を遂行する目的のみに使用し、退会および本会解散時に役員が責任を持って破棄するものとする。

## 第11条 退会

退会は、口頭又は文書の提出を持って任意に退会できるものとする。再入会もできるものとする。

## 第12条 除名・禁止事項

本会の名誉を傷つけたり、目的に反する行為を行ったりした場合、または以下の禁止事項を犯した場合は、役員らの議決により除名できるものとする。この場合、再入会は認めない。

### 禁止事項

- (1) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらずあるものと装ったり、ほかの人物や組織と提携、協力関係にあるなどと偽称し会を利用する行為。
- (2) 特定の政党や宗教団体、その他個人的信条や思想に基づく団体等への加入や支持を勧誘・強制する行為。
- (3) 違法賭博・ギャンブルを行う、または参加を勧誘する行為。

## 第13条 報酬

すべての役員および会員に対し、報酬の支給はしない。すべてボランティア活動とする。

## 第14条 募金の使途

募金は、あやめちゃんの心臓移植のための米国での医療費、本人および家族の渡航費、現地滞在費、医療予備費および事務局経費（役員会で承認されたものに限る）にあてるものとする。

## 第15条 会計処理

各種支払いは、代表の承認を受けたうえで、会計担当が支払うものとする。

- (1) 会計報告は、監査役の監査を受けた後に、定期的にホームページなどで公表するものとする。
- (2) 事務局経費の支払いは、所定の様式で提出後、代表の承認を得るものとする。ただし、領収書のないものについては原則これを支払わないものとする（小額交通費を除く）。
- (3) 米国病院への医療費、渡航費用などの支払いについては、本会が相手先に直接支払うものとし、原則として本人および家族を通さないものとする。

## 第16条 余剰金

目的達成後の余剰金は、あやめちゃんの術後の経過が安定するまでの間（原則として3年間）凍結し、安定後は役員会での協議の上、ほかの移植を必要とする患者のために役立たせるものとする。凍結期間は、医師と相談し、役員会で協議の上、延長することができるものとする。

## 第17条 活動の終了

目的を達成し、会計報告を持って活動を終了するものとする。

## 第18条 規約改定

本規約は、必要に応じ役員会での承認の上、改定することができる。

## 第19条 設立年月日

本会の設立は2017年4月1日とする。

本規約は、設立日より施行する。